



SOMPOひまわり生命

あなたが健康だと、だれかがうれしい。

2019年10月改定

# 無配当初期災害保障 低解約返戻金型 逦増定期保険

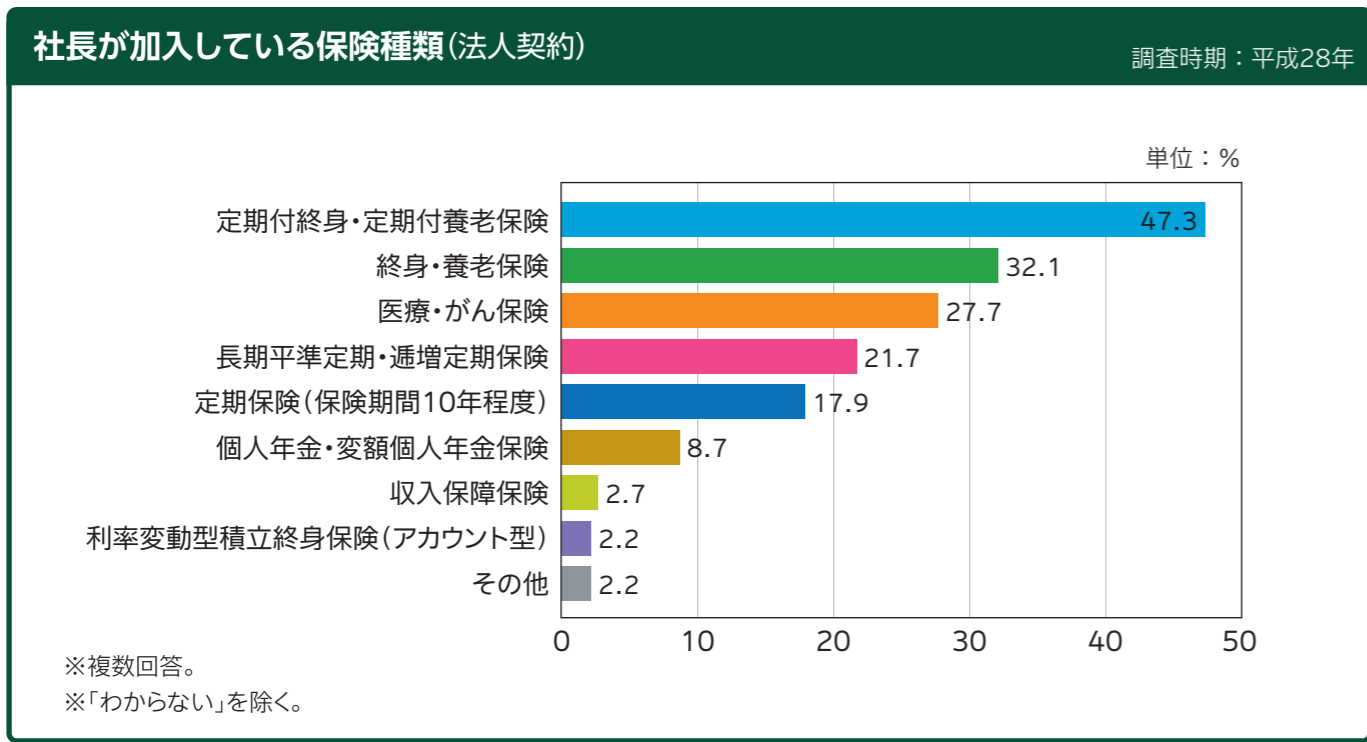
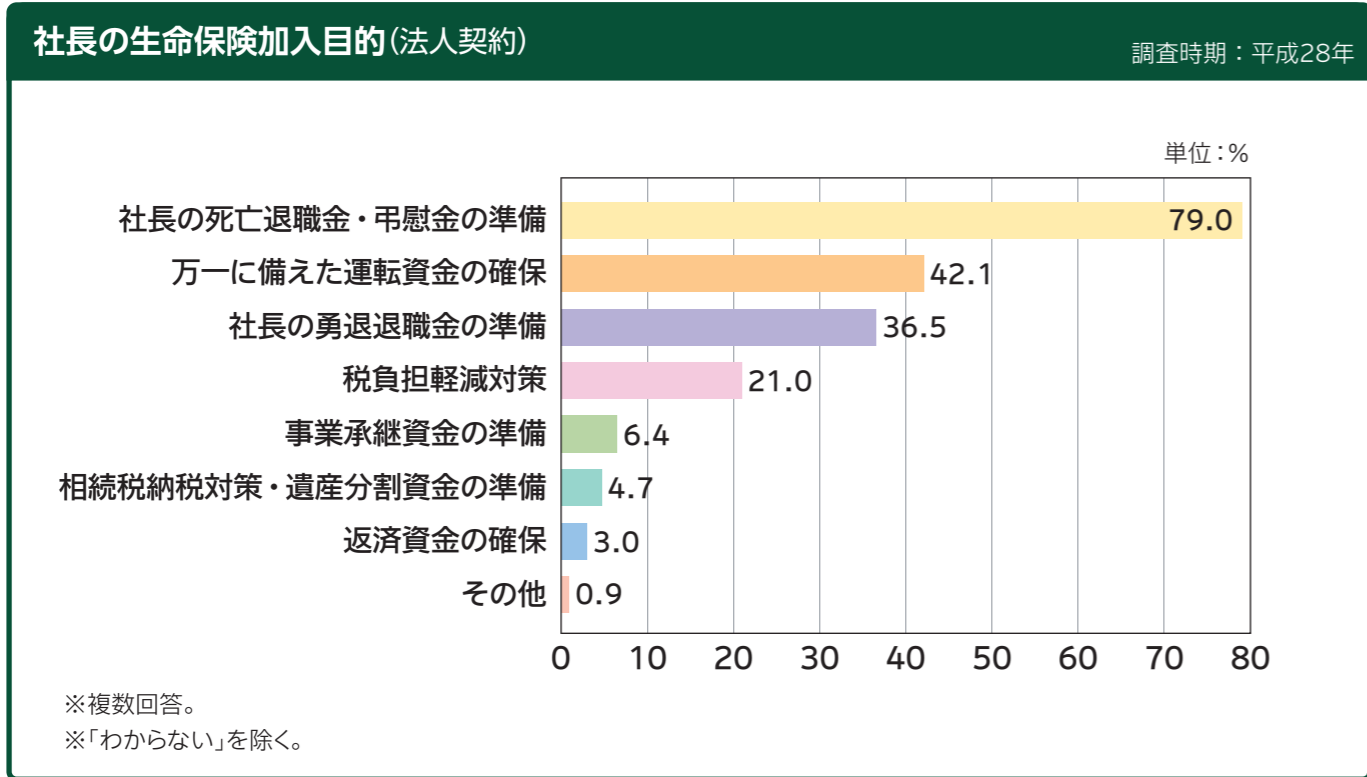


必ず  
ご確認  
ください

法人で加入をご検討される場合、  
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、  
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

多くの経営者がつぎのような目的で  
生命保険に加入されています。

このような状況のもと、  
どのような保険をお選びになりますか…?



経営者の死亡退職金・弔慰金の準備

万一に備えた運転資金の確保

事業承継資金の準備  
相続税納税準備資金

借入金等の返済資金の確保

事業の発展とともに重くなる経営者の責任に備えて  
保障額が増えたら良い…と思いませんか?

経営者の勇退退職金の準備

勇退時等に解約したとき、返戻金があったら良い…と思いませんか?

これらのニーズを考えると  
どのような保険が適しているのでしょうか?

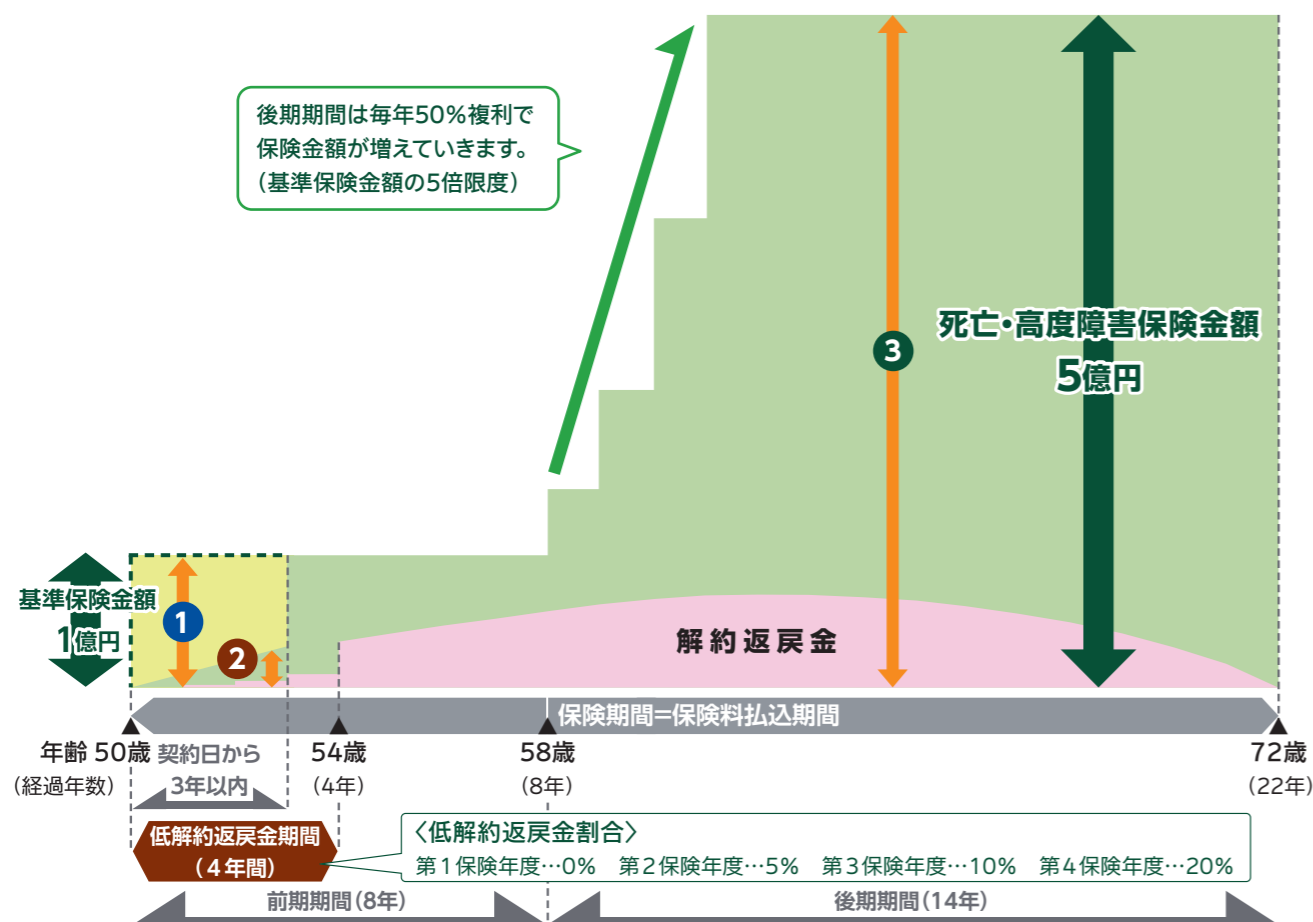
出典：エフピー教育出版「平成28年 企業経営と生命保険に関する調査」  
「企業経営と生命保険に関する調査」は、従業員11名～300名の企業の経営者および役員を対象とした調査です。

# この保険は、後期期間に保障が増加し、かつ資産性があります！

## 【保障イメージ】

### ご契約例 (50歳男性)

契約者	: 法人	保険種類	: 初期災害保障低解約返戻金型増定期保険	基準保険金額	: 1億円	保険料払込方法	: 年払
被保険者	: 役員	保険期間	: 22年 (前期期間: 8年 (後期期間: 14年))	通増率	: 前期期間 0% (定額) 後期期間 50% (複利)	年払保険料	: 8,023,200円
死亡保険金受取人	: 法人	保険料払込期間	: 22年	通増限度	: 基準保険金額の5倍		



## 保険金などのお支払事由

契約日からの経過期間	契約日から3年以内		契約日から3年経過後
原因	不慮の事故・所定の感染症	不慮の事故・所定の感染症以外	原因にかかわらず
お支払いする保険金など	上図 ①	上図 ②	上図 ③
被保険者が死亡されたとき	災害死亡給付金	死亡給付金	死亡保険金
被保険者が所定の高度障害状態に該当されたとき	災害高度障害給付金	高度障害給付金	高度障害保険金
お支払額	基準保険金額	(基準保険金額に対する) 月払保険料 × (経過月数)	死亡日または高度障害状態に該当した日の保険金額

- 「(基準保険金額に対する月払保険料) × (経過月数)」について、詳しくは、約款別表「死亡給付金額または高度障害給付金額」をご覧ください。
- 不慮の事故による災害死亡給付金・災害高度障害給付金のお支払いは、事故の日から180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。

## ・安心の4つの特徴・

特徴 1

保障額が増えていくため、将来に向けて増加する経営者の責任にも備えられます。

後期期間は、保険金額が毎年50%複利で基準保険金額の5倍まで増加します。

特徴 2

ご契約日から4年間の解約返戻金をおさえた分、保険料が割安です。

※詳しくは裏表紙をご確認ください。

特徴 3

資産性があり、経過年月数等に応じた「解約返戻金」があります。

保険期間の途中で解約した場合、所定の「解約返戻金」があります。

この保険は資産性があり、将来の経営資金やご勇退時の生存退職金などにご活用いただくことも可能です。

※保険期間満了時には解約返戻金はなくなります。 ※解約された場合、以後の保障はなくなります。

※ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

特徴 4

「契約者貸付制度」のご利用が可能です。

一定条件のもと「解約返戻金」の7割の範囲内で資金が活用できます。

保障を継続しながら、緊急の資金の需要にも対応が可能です。

※詳しくは6ページをご確認ください。

## 保険ご契約例の推移

\*死亡・高度障害給付金を表示しています。(単位:円)

経過年数	年齢(歳)	死亡・高度障害保険金額	払込保険料累計(A)	解約返戻金(B)	返戻率(B÷A)
1	51	8,458,800 *	8,023,200	0	0.0%
2	52	16,917,600 *	16,046,400	616,000	3.8%
3	53	25,376,400 *	24,069,600	2,055,000	8.5%
4	54	100,000,000	32,092,800	5,713,000	17.8%
5	55	100,000,000	40,116,000	37,720,000	94.0%
6	56	100,000,000	48,139,200	45,152,000	93.7%
7	57	100,000,000	56,162,400	52,711,000	93.8%
8	58	100,000,000	64,185,600	60,409,000	94.1%
9	59	150,000,000	72,208,800	67,740,000	93.8%
10	60	225,000,000	80,232,000	74,042,000	92.2%
11	61	337,500,000	88,255,200	78,052,000	88.4%
12	62	500,000,000	96,278,400	77,872,000	80.8%
13	63	500,000,000	104,301,600	76,955,000	73.7%
14	64	500,000,000	112,324,800	75,154,000	66.9%
15	65	500,000,000	120,348,000	72,272,000	60.0%
16	66	500,000,000	128,371,200	68,085,000	53.0%
17	67	500,000,000	136,394,400	62,348,000	45.7%
18	68	500,000,000	144,417,600	54,794,000	37.9%
19	69	500,000,000	152,440,800	45,147,000	29.6%
20	70	500,000,000	160,464,000	33,082,000	20.6%
21	71	500,000,000	168,487,200	18,200,000	10.8%
22	72	500,000,000	176,510,400	0	0.0%

※上記の数値はご契約年齢やご契約内容などにより異なります。

※保険金額等は各保険年度の末日における金額を表示しています。

※解約返戻金は、上記経過年数欄に記載の年数後の年単位の契約応当日の前日における金額を表示しています。解約返戻金は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により異なります。したがって、年単位の契約応当日の前日より前に解約した場合、表記の金額と異なることがあります。

●お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

●本パンフレットに記載された保険料等の数値は、2019年6月現在のものです。

より早く保障額が増加するプランも  
お選びいただけます。

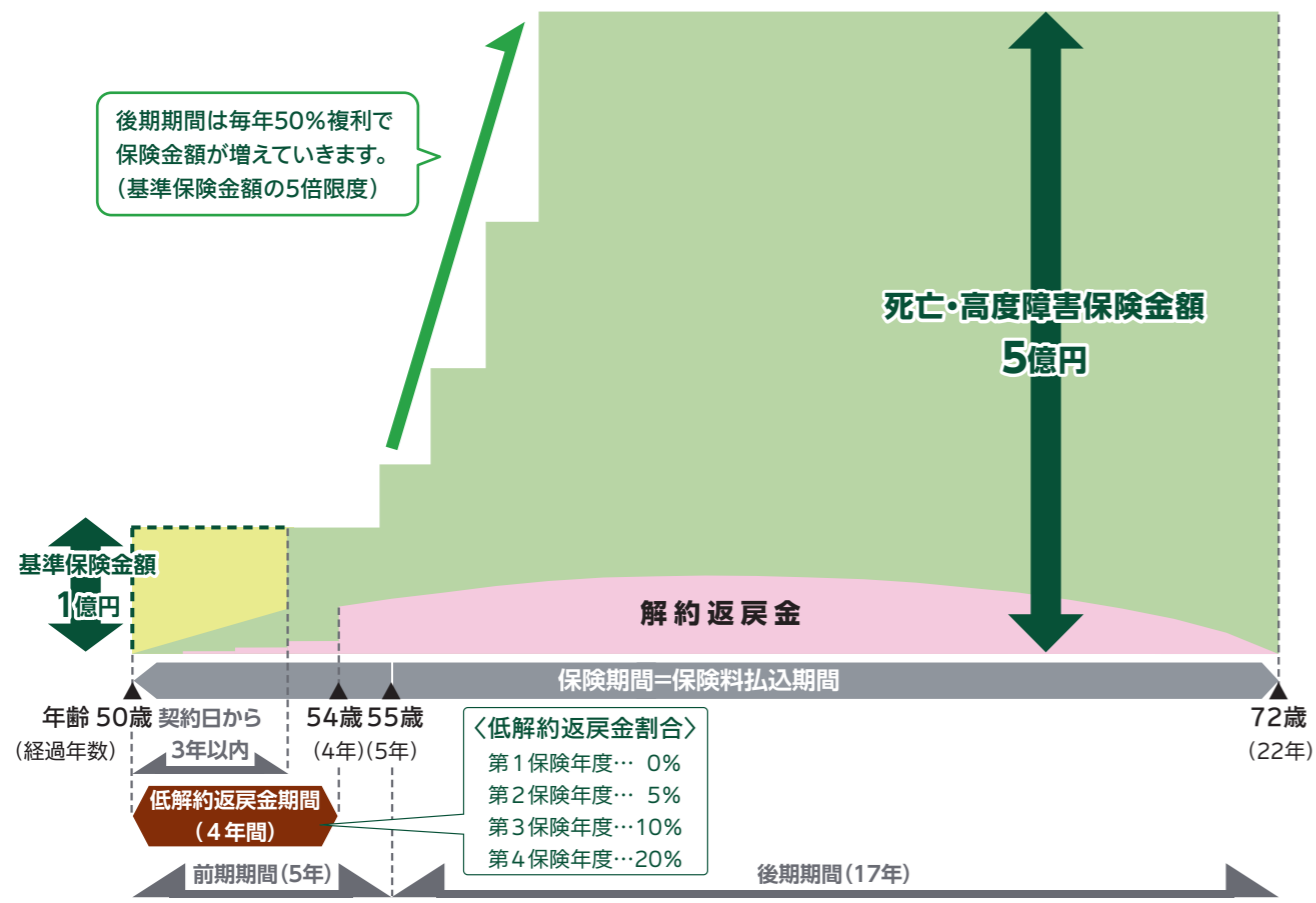
早期遡増  
プラン

より早い保障額の増加を望まれる経営者の皆さまへ

[保障イメージ]

ご契約例 (50歳男性)

契約者	: 法人	保険種類	: 初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険	基準保険金額	: 1億円	保険料払込方法	: 年払
被保険者	: 役員	保険期間	: 22年 (前期期間: 5年) (後期期間: 17年)	遡増率	: 前期期間 0% (定額) 後期期間 50% (複利)	年払保険料	: 9,190,500円
死亡保険金受取人	: 法人	保険料払込期間	: 22年	遡増限度	: 基準保険金額の5倍		



保険ご契約例の推移

\*死亡・高度障害給付金を表示しています。(単位:円)

経過年数	年齢(歳)	死亡・高度障害保険金額	払込保険料累計(A)	解約返戻金(B)	返戻率(B÷A)
1	51	9,692,400 *	9,190,500	0	0.0%
2	52	19,384,800 *	18,381,000	705,000	3.8%
3	53	29,077,200 *	27,571,500	2,357,000	8.5%
4	54	100,000,000	36,762,000	6,573,000	17.8%
5	55	100,000,000	45,952,500	43,465,000	94.5%
6	56	150,000,000	55,143,000	51,569,000	93.5%
7	57	225,000,000	64,333,500	58,547,000	91.0%
10	60	500,000,000	91,905,000	67,320,000	73.2%
15	65	500,000,000	137,857,500	65,864,000	47.7%
20	70	500,000,000	183,810,000	31,041,000	16.8%
21	71	500,000,000	193,000,500	17,154,000	8.8%
22	72	500,000,000	202,191,000	0	0.0%

※上記の数値はご契約年齢やご契約内容などにより異なります。

※保険金額等は各保険年度の末日における金額を表示しています。

※解約返戻金は、上記経過年数欄に記載の年数後の年単位の契約応当日の前日における金額を表示しています。解約返戻金は保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により異なります。したがって、年単位の契約応当日の前日より前に解約した場合、表記の金額と異なることがあります。

「初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険」なら、  
環境やニーズの変化にも柔軟に対応!

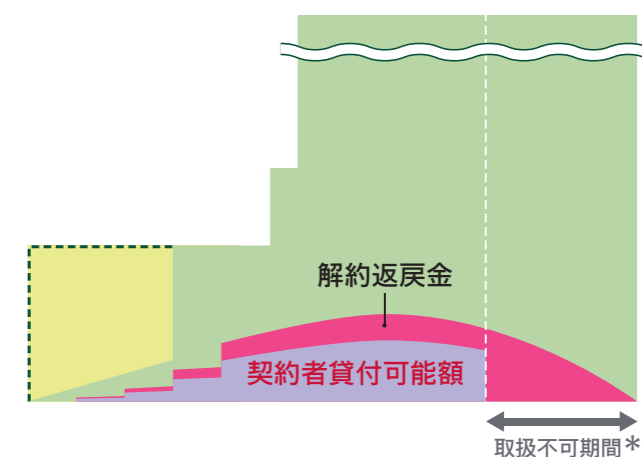
保険は今のまま継続したいけれど、一時的に資金が必要となってしまった。

契約者貸付制度

保障内容をそのままに、  
現金をご用立ていただくことが可能です

ご契約後に当社の定める条件のもと、保障内容をそのままに、解約返戻金の7割の範囲内の資金をご活用いただくことが可能です。

- 当社所定の利息がかかります。
- 失効している場合はお取扱いできません。
- \*契約年齢が39歳以下の場合、残存保険期間が15年以上、契約年齢が40歳以上の場合、残存保険期間が10年以上必要となります。



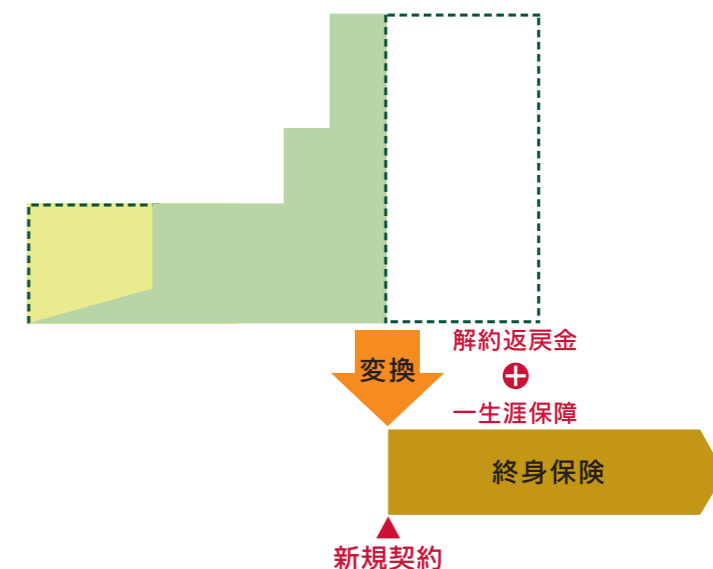
一生涯の保障に切り換えたい。

変換(コンバージョン)

一生涯保障の保険に切り換える  
ことができます

ご契約後に当社の定める条件のもと、無診査・無告知で一生涯保障の終身保険などに切り換えることが可能です。

- 変換前の契約は解約し、解約返戻金があればお支払いします。
- 変換後の契約は新規契約になり、保険料は変換時の年齢などにより計算されます。
- 契約日からその日を含めて3年を経過していない場合などはお取扱いできません。
- 特別条件付保険特約が付加される契約はお取扱いできないなど、一定の制限があります。



※上記取扱いは2019年4月現在の取扱規定に基づいています。

△当社の定める条件によりお取扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

# ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ず  
ご確認  
ください

ご契約の際は「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください

## 初期災害保障低解約返戻金型遡増定期保険について

- この保険には満期保険金および配当金はありません。また、低解約返戻金期間中の解約返戻金を低くおさえて、保険料を割安に設定しています。
- 低解約返戻金期間中(当初4年間)の解約返戻金は、この保険を低解約返戻金型としない場合の解約返戻金額に下表の低解約返戻金割合を乗じた額におさえられています。

保険年度	第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度
低解約返戻金割合	0%	5%	10%	20%

- 低解約返戻金期間中に保険年度が変わった場合、解約返戻金は当該保険年度(変わった後の保険年度)に属する期間の保険料のお払込みがない場合、前保険年度の低解約返戻金割合を乗じた額とします。
- 低解約返戻金期間中のすべての保険料が払い込まれている場合でも、低解約返戻金期間の最終保険年度の翌保険年度に属する保険料のお払込みがないときは、解約返戻金は低解約返戻金期間の最終保険年度の低解約返戻金割合を乗じた額とします。
- 保険期間が前期期間と後期期間に分かれており、後期期間では毎年50%複利で基準保険金額の5倍まで保険金額が遡増します。
- この保険においてお支払いする保険金などはつぎのとおりです。

お支払いする保険金など	お支払事由	お支払額
死亡給付金	契約日からその日を含めて3年以内の死亡(災害死亡給付金をお支払いする場合は除く)	$(\text{基準保険金額}) \times (\text{経過月数})$
高度障害給付金	契約日からその日を含めて3年以内に所定の高度障害状態に該当(災害高度障害給付金をお支払いする場合は除く)	
災害死亡給付金	契約日からその日を含めて3年以内の不慮の事故または所定の感染症による死亡	基準保険金額
災害高度障害給付金	契約日からその日を含めて3年以内に不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障害状態に該当	
死亡保険金	契約日からその日を含めて3年経過後の死亡	死亡日の保険金額
高度障害保険金	契約日からその日を含めて3年経過後に所定の高度障害状態に該当	高度障害状態に該当した日の保険金額

- 所定の高度障害状態・感染症、不慮の事故について、詳しくは約款別表「対象となる高度障害状態」「対象となる感染症」「対象となる不慮の事故」をご覧ください。
- 「(基準保険金額に対する月払保険料) × (経過月数)」について、詳しくは、約款別表「死亡給付金額または高度障害給付金額」をご覧ください。
- お支払いする保険金などは、重複してお支払いしません。
- 保険金などが支払われた場合には、契約は消滅します。

## 保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いたします。

- 不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したとき

## 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

## 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

## 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先



# 法人向け保険商品のご検討に際して ご留意いただきたいこと



法人向け保険商品のご加入にあたっては、以下の点をご確認のうえでお申込みください。

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

1

法人向け保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。  
法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

3

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、**税務署等からも租税回避行為と認識される可能性がある**ことから、お勧めしておりません。

4

保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル  
〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先